

令和 7 年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（D 日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の 3～6 ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき 1 枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき 1 枚（そのⅡ）の合計 2 枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ア）～（オ）に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：20 点）

訴訟上の請求定立の主体またはその相手方となり、判決の名宛人となりうる資格を（ア）と呼ぶ。また、その者の名において自ら単独で有効に訴訟行為をなし、または訴訟行為の相手方たりうる資格を（イ）という。例えば、未成年者は、（ア）を有するが（イ）を有さないため、訴訟行為をなすには、（人事訴訟の場合は別として）法定代理人等が（ウ）をすることが必要になる。

訴訟物たる権利関係について、本案判決を求めることができる資格を（エ）と呼ぶ。（エ）は、訴訟追行権とも呼ばれる。（ア）も（エ）も訴訟要件の1つであるが、（ア）が、具体的な訴訟物と関係なく、もっぱら当事者の人的属性に着目して一般的に定められるのに対して、（エ）は、当事者と訴訟物との関係に着目して、裁判所が本案判決をすべきかどうかを判断するものである。

（エ）は、訴訟物たる権利関係の主体に認められるのが原則である。しかし、この原則に対する例外の1つとして、（オ）の概念がある。（オ）とは、権利義務の主体以外の第三者が、主体に代わり、または主体と並んで、訴訟物についての（エ）を認められる場合を指す。（オ）の特徴は、第三者が他人間の権利関係の確認を求める場合などと異なって、第三者が本来の権利関係の主体に帰属する訴訟追行権を行使するところに、その特徴がある。なお、（オ）は、自身が当事者となる点で、（ウ）と異なる。

II. 民事訴訟では、①手続の開始、②審判対象の設定、③手続の終了のそれぞれについて、当事者が主導権をもち、裁判所は当事者の意思に拘束される（処分権主義）。処分権主義を基礎とする民事訴訟における制度に係る民事訴訟法の条文を、②審判対象の設定について1つ、③手続の終了について3つ挙げなさい。

（配点：10 点）

Ⅲ. 判決理由中の判断に既判力が原則として生じないことの民事訴訟法の根拠条文を挙げつつ、その原則の理由・審理への影響について説明しなさい。また、その上で、相殺の抗弁の成否の判断について既判力が認められることの民事訴訟法の根拠条文を挙げつつ、その理由・既判力を認めない場合の不都合について説明しなさい。(合計 10 行程度で解答しなさい。)

(配点: 20 点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ ア ）から（ ケ ）に当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、法令名、条、項、号まで特定すること。）。なお、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

（ ① ）は、捜査において、（ ア ）を行うには、（ イ ）に特別の定がなければならないとする。これを（ ア ）法定主義という。

（ ア ）とはどのようなものかについて、最高裁判例は、「（ ウ ）の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の（ エ ）を（ オ ）し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味する」としたが、その後、いわゆる GPS 捜査に関し、（ カ ）推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法である GPS 捜査は、個人の（ エ ）を（ オ ）して憲法の保障する（ キ ）法的利益を侵害するもので、強制処分にあたるとした。これにより、個人の（ エ ）を（ オ ）するとは、個人の（ ク ）の（ エ ）に反する場合のほか、（ カ ）に推認される個人の（ エ ）に反する場合も含まれ、要するに、個人の（ エ ）に反する場合であることを明らかにしたと理解することができる。

一方、最高裁判例は、個人の私生活上の自由の一つとして、（ ケ ）を有するとしつつ、捜査機関が公道上にいる被疑者の写真を撮影した場合、（ ア ）には当たらないとしており、（ キ ）権利・利益を制約する処分に限り（ ア ）に当たるとする見解が有力である。

II. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

（配点：20 点）

1. 捜査において任意処分が許される範囲。その理由とともに説明すること。
（6 行）

2. 捜査機関が令状による搜索差押えを行うための実体的要件。差し押さえることができる対象、搜索することができる対象は、どのようなものかを含めて、説明すること。(6行)

[このページは空白です。]

